



令和5年度
長田区地域づくり活動助成
利用の手引き

申請受付期間

2023年4月17日(月)~5月31日(水)

長田区役所

1. 申請から活動実施までの流れ

申請者		長田区役所	
助成金交付申請書	提出 →	受領	
		↓	
提案準備	通知 ←	企画提案会のお知らせ	
プレゼンテーション（企画提案会）			
		↓	
		審査委員会による審査	
		↓	↓
	通知 ←	不採択	採択
			↓
活動の実施	通知 ←	助成金交付額決定通知書	

※活動実施以降に必要な手続きは、区役所から申請者へお知らせいたします。

2. 助成対象事業の詳細

■まちの魅力づくり活動事業

活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、長田の地域課題の解決や地域資源を活用・創造し、魅力あるまちづくりを進めることを目的に行われる事業。

■モノづくり活動事業

活動を通じて、長田のモノづくりに関する魅力の創出・発信を行い、地域のつながりを育むことを目的に行われる事業。

3. 申請手続き

■受付期間

2023年4月17日（月）から2023年5月31日（水）まで

■申請方法

e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて、手続きをしてください。

※受付期間になりますと、区ホームページにリンクを掲載します。

※e-KOBEでの申請が難しい場合は長田区にご相談ください。



4. まちの魅力づくり活動事業

助成対象団体

長田区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる、親族以外を含む3人以上の団体及び実行組織とし、法人は除くものとします。

助成対象活動

長田区内で実施する他地域の模範となる、活動開始から5年以下の初動期の活動。

<過去に採択された活動例>

- ・ アートを活用したまちの美化活動。
- ・ 長田の美しい自然（獅子ヶ池・川）を活用した自然体験イベント。
- ・ まちの美化活動を通じて、地域コミュニティを育む活動。

<助成対象とならない活動>

- ・ 地域のお祭りなどの単発のイベント。
- ・ 営利を主目的として活動、宗教活動、政治的活動、法令に違反する活動。
- ・ 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度で実施できる活動。
- ・ 活動開始後、6年以上経過した継続的活動。
- ・ 事業全体を委託するなど、申請団体自らが実施しない活動。

助成対象期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで。

助成対象経費

助成対象期間に支出した経費のうち以下の費目にあたるもの。

- ・謝金 | 講師やアドバイザー等への謝金
- ・旅費 | 講師やボランティア等への交通費
- ・需用費 | 印刷、発送、記録通信費や消耗品、保険や手数料等に要する費用。
- ・役務費 | 会場設営費等の人出を要する費用。
- ・委託費 | チラシのデザインやワークショップの運営等の委託に要する費用。
- ・使用料 | 会場使用料や活動に必要な機材のレンタル等に要する費用。

<助成対象とならない経費>

- ・団体構成員の人件費及び報酬や食料費及び打ち上げ、レセプション等に係る経費。
- ・使用耐用年数概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上の備品購入費。
- ・領収書がないなど、使途が不明なもの。
- ・その他区長が適当と認めないもの。

助成金額

「立ち上げ期」「自立支援期」の2段階の助成があり、最長5年の助成を受けることができます。

- ・ 立ち上げ期（活動期間：1～3年目）

年度あたり上限30万円を助成します。

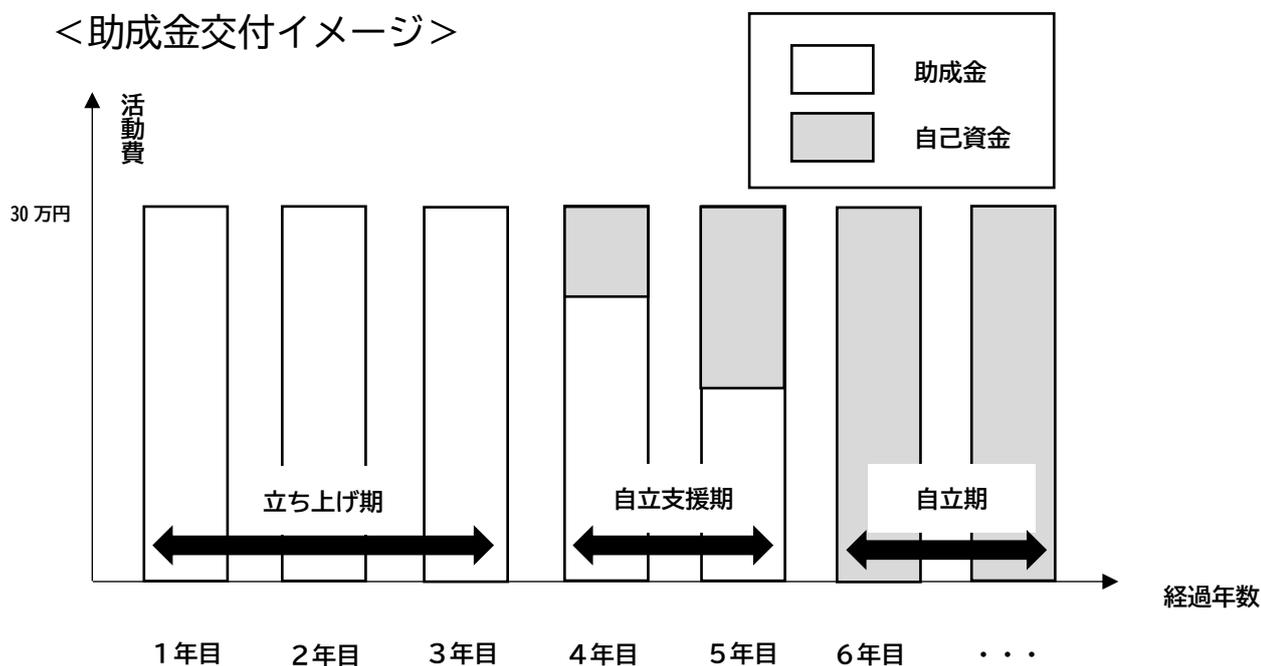
- ・ 自立支援期（活動期間：4年目）

助成対象経費の4分の3、かつ、上限22.5万円を助成します。

- ・ 自立支援期（活動期間：5年目）

助成対象経費の2分の1、かつ、上限15万円を助成します。

<助成金交付イメージ>



5. モノづくり活動事業

助成対象団体

助成対象事業者は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる、第二次産業に関連する製品の製造、企画、販売を行う事業者とします。

助成対象活動

- ・長田区内で実施する他地域の模範となる、活動開始から3年以下の初動期の活動。

<想定される活動例>

- ・地域の団体や住民と協働した新製品の開発。
- ・地域住民を対象としたモノづくり企業をめぐるツアーの実施。

<助成対象とならない活動>

- ・地域のお祭りなどの単発のイベント。
- ・営利を主目的として活動、宗教活動、政治的活動、法令に違反する活動。
- ・神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度で実施できる活動。
- ・活動開始後、4年以上経過した継続的活動。
- ・事業全体を委託するなど、申請団体自らが実施しない活動。

助成対象期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

助成対象経費

助成対象期間に支出した経費のうち以下の費目にあたるもの。

- ・謝金 | 講師やアドバイザー等への謝金
- ・旅費 | 講師やボランティア等への交通費
- ・需用費 | 印刷、発送、記録通信費や消耗品、保険や手数料等に要する費用。
- ・役務費 | 会場設営費等の人出を要する費用。
- ・委託費 | チラシのデザインやワークショップの運営等の委託に要する費用。
- ・使用料 | 会場使用料や活動に必要な機材のレンタル等に要する費用。

<助成対象とならない経費>

- ・団体構成員の人件費及び報酬や食料費及び打ち上げ、レセプション等に係る経費。
- ・使用耐用年数概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上の備品購入費。
- ・領収書がないなど、使途が不明なもの。
- ・その他区長が適当と認めないもの。

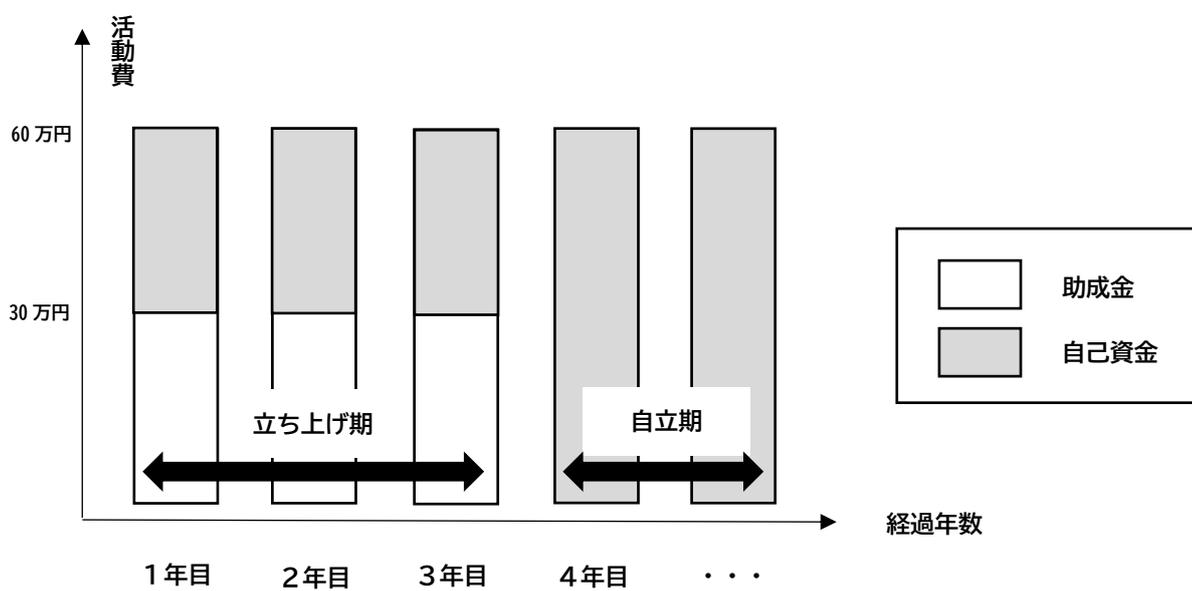
助成金額

最長3年の助成を受けることができます。

- ・初動期（活動期間1～3年目）

助成対象経費の2分の1、かつ、上限30万円を助成します。

<助成金交付イメージ>



6. 助成の決定方法

■企画提案会の開催（6月中に開催予定）

活動内容の説明を行っていただきます。また、他の助成を受けている場合は、その活動の内容や活動場所を併せて説明して下さい。

<準備していただきたい資料>

- ・プレゼンテーション資料（必須）

※パワーポイントのスライド5枚程度で活動の趣旨・内容・効果が分かるよう作成して下さい。

※プレゼンテーションの時間は約10分間です。但し、申請数によって変わる場合があります。

- ・その他、活動の内容が分かる資料（任意）

■審査委員会の開催

企画提案会での提案を受け審査委員会は、公益性・計画性・効果・先駆性・将来性を総合的に審査し区長に報告を行う。区長は、審査委員会の意見を尊重し、助成金交付額を決定する。

<まちの魅力づくり活動事業の場合>

審査項目	配点	審査内容
公益性	10点	地域課題の解決や、地域の活性化などを目的としており、多くの区民の利益に資する活動か。
計画性	10点	5点 (活動計画) 活動の内容は実現性があるか。(主体・対象・手法・スケジュール等)
		5点 (資金計画) 補助対象経費の内訳及びその金額は妥当か。また、助成金以外に収入がある場合、その収入に蓋然性が認められるか。
効果	10点	5点 本助成により活動計画の実現が可能になる、又は新規の事業展開が可能となるなど、助成の効果が認められるか。
		5点 助成の額に対し、「魅力あるまちづくりを進める」という効果が十分認められるか。
先駆性	5点	活動内容は斬新で先駆的なものか。

将来性	5点	自己負担や受益者負担による資金面での自立等、助成終了後も活動の継続が見込まれるか。
-----	----	---

<モノづくり活動事業>

審査項目	配点	審査内容
公益性	10点	地域の活性化や、地域のつながりを育むことを目的としており、多くの区民の利益に資する活動か。
計画性	10点	5点 (活動計画) 活動の内容は実現性があるか。(主体・対象・手法・スケジュール等)
		5点 (資金計画) 補助対象経費の内訳及びその金額は妥当か。また、助成金以外に収入がある場合、その収入に蓋然性が認められるか。
効果	10点	5点 長田のモノづくりを活かした魅力の創出・発信が期待できる活動か。魅力あるまちづくりの推進につながるか。
		5点 活動を通じて地域のつながりを育むか。
先駆性	5点	活動内容は斬新で先駆的なものか。
将来性	5点	自己負担や受益者負担による資金面での自立等、助成終了後も活動の継続が見込まれるか。

<採点基準（5段階評価）>

5 高い	4 どちらかといえば高い	3 普通	2 どちらかといえば低い	1 低い
---------	-----------------	---------	-----------------	---------

7. その他

注意事項

- ・団体の概要や活動の企画について、随時調査させていただきます。
- ・虚偽の申請があった場合等には、助成金交付を取り消す場合があります。
- ・助成を受けた団体は、助成に係る活動の活動報告書を、助成を受けた年度の翌年度から5年間団体の事務所に備え置いてください。団体の構成員その他の利害関係者から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- ・提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・採択された活動については、長田区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。
- ・活動報告書の提出は原則、令和6年3月31日までとします。間に合わない場合は事前にご相談ください。
- ・神戸市が実施している「令和5年度地域課題に取り組むNPO等補助金」と併用して申請する場合、活動内容が重複しないようご注意ください。

問い合わせ先

長田区総務部地域協働課（長田区役所3階3番窓口）

住所 | 神戸市長田区北町3-4-3

電話 | 078-579-2311（代表）

Eメール | nagata-machisui@office.city.kobe.lg.jp